

青果物鮮度保持技術・新流通システム実証事業実施要領

制定 平成 21 年 5 月 29 日付け 21 生産第 1634 号
改正 平成 21 年 7 月 7 日付け 21 生産第 2340 号
農林水産省生産局長通知

第 1 趣旨

青果物については、その価格変動を抑えるため、従来より主要な青果物について需給調整対策を実施し、それでもなお著しい価格変動が生じた場合には、野菜の産地廃棄やみかんの果汁仕向け等の緊急対策の実施により需給の安定を図ってきたところである。

青果物の鮮度を長期間保持する技術の活用により青果物の安定的・計画的出荷が可能となれば、需給調整の有効な手段となりうるだけでなく、旬の時期を外した出荷等による高付加価値化の効果も見込まれる。

また、青果物の流通については、野菜の需要の過半が加工・業務用であることや産地と実需者の 1 対 1 の流通体系であることなど、現状に適した効率化・合理化を図ることが必要となっている。

野菜の小売価格のうち流通経費が約 6 割を占めていることや、消費者の低価格志向に伴う取引価格の値下げやそれに伴う生産の縮小にも追い込まれる場合もみられ、流通経費の低減を図ることは生産者の再生産価格を確保する上で重要な課題となっている。

このため、農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8264 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第 3 の 2 のただし書きによる緊急対策として、青果物の鮮度を長期間保持する技術を活用した安定的・計画的出荷を実証する取組を支援するとともに、移動式真空予冷装置の導入による周年供給に対応した施設の効率的稼働体制についての実証や集出荷貯蔵施設の整理・統合によるハブ・スポーク流通（中間的流通拠点（ハブ）となる施設からの効率的輸送）の実証に対する支援を行うものとする。

第 2 事業の取組等

1 事業の取組

青果物鮮度保持技術・新流通システム実証事業（以下「本事業」という。）で実施する取組は以下のとおりとする。

(1) 青果物長期鮮度保持実証事業

高度な温度管理等により、鮮度を保ちつつ、一般的に普及・使用されている貯蔵方法と比べて大幅に貯蔵期間を伸ばすことを可能とする技術（以下「長期鮮度保持技術」という。）を活用した、青果物の安定的・計画的な出荷の実証を支援するため、以下の取組を行うものとする。

ア 推進事業

- (ア) 検討会の開催
- (イ) 安定的・計画的出荷に必要な先進地調査
- (ウ) 実証試験
- (エ) 報告書の作成

- (オ) その他事業の目的を達成するために必要な取組
 - イ 整備事業
 - (ア) 長期鮮度保持施設の整備
 - (イ) (ア)の施設の附帯施設の整備
 - (2) 青果物新流通システム構築実証事業

生産出荷団体が個別に集出荷貯蔵施設や真空予冷施設を有してきた従来の流通体制を見直し、流通コスト低減に資するハブ・スポーク流通や産地間リレー出荷体制の構築を支援するため、以下の取組を行うものとする。

 - ア 推進事業
 - (ア) 周年供給体制の構築
 - a 検討会の開催
 - b 周年供給体制の整備に必要な先進地調査
 - c 野菜・果実の周年供給を実現する取組の実証
 - d 報告書の作成
 - e その他事業の目的を達成するために必要な取組
 - (イ) 低コスト流通システムの検討
 - a 検討会の開催
 - b 流通コストの低減に関する先進地調査
 - c 集出荷貯蔵施設の整理・統合による野菜・果実の低コスト流通システムの実証
 - d 報告書の作成
 - e その他事業の目的を達成するために必要な取組
 - イ 整備事業
 - (ア) 周年供給体制の構築
 - a 移動式真空予冷装置の整備
 - b aの施設の附帯施設の整備
 - (イ) 低コスト流通システムの検討
 - a 複数の集出荷貯蔵施設の整理・統合に伴い必要となる集出荷貯蔵施設の整備（増改築、移設、拡充、更新及び取扱品目又は施設用途を変更する用途転換のための改修（移設、廃棄処分を含む。）を含む。）
 - b aの施設の附帯施設の整備
- 2 対象品目

本事業の対象となる品目については以下のとおりとする。

- (1) 青果物長期鮮度保持実証事業

野菜及び果実とする。

ただし、流通業者が事業実施主体の場合には、キャベツ、だいこん、たまねぎ、にんじん、はくさい、レタス、うんしゅうみかん及びりんごとする。
- (2) 青果物新流通システム構築実証事業

野菜及び果実とする。
- 3 事業の成果目標

要綱第3の1の農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、別表1に掲げるとおり

とする。

4 目標年度

要綱第3の1の生産局長が別に定める目標年度は、平成23年度とする。

5 事業実施主体

本事業の実施主体は、別表2に掲げるとおりとする。

6 事業の対象地域

(1) 本事業における整備事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域（以下「農用地区域」という。）及び生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条に基づく生産緑地地区（以下「生産緑地」という。）とする。

(2) 本事業により整備する施設については、農用地区域及び生産緑地以外にも設置することができるものとする。

ただし、この場合にあっても、当該施設で貯蔵又は集荷される農産物は、原則として農用地区域又は生産緑地で生産されたものに限るものとする。

7 費用対効果分析

当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれるものとする。

その判断に当たっては、投資が過剰とならないよう、整備する施設の導入効果について、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、経営局長、生産局長通知。以下「費用対効果分析通知」という。）により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分検討するものとする。

なお、第2の1の（イ）のイの長期鮮度保持施設及び第2の2の（2）のイの（ア）移動式真空予冷装置の費用対効果の分析にあたっては、集出荷貯蔵施設として分析を行うものとする。

8 留意事項

(1) 環境と調和のとれた農業生産活動の促進

整備事業の事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号生産局長通知）に基づき、原則として、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する農業者から、点検シートの提出を受け、点検を実施した旨を確認するよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する農業者が不特定多数である等、点検シートの提出を受ける農業者の特定が困難な場合は、この限りではない。

(2) 農業共済等の積極活用

本事業において青果物の生産に携わる関係者は、本事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済への加入に努めるものとする。

(3) 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、

本事業の事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成13年3月23日付け環廃産第116号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済プラスチック適正処理に関する指導について」（平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、園芸用使用済プラスチック等の適正処理を推進するための組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

(4) 周辺景観との調和

本事業のうち、整備事業を実施する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

第3 事業実施期間

単年度で完了するものとする。

第4 事業の実施等の手続

1 事業計画の作成及び提出手続

(1) 事業実施計画（以下「事業計画」という。）の作成及び提出手続

ア 事業実施主体は、青果物長期鮮度保持実証事業については、別記様式1-1号により、青果物新流通システム構築実証事業については、別記様式1-2号により、要綱第4の事業計画を作成し、原則として事業実施主体が所在する都道府県を所管する地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所を經由して生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。

なお、複数の集出荷貯蔵施設の整備を実施する際に、それぞれの施設を所有する事業者が異なる場合には、各事業者が事業実施主体となり、事業計画を提出するものとする。

また、別に定める公募要領により選定された補助金等交付候補者については、事業計画の承認を得たものとみなす。

(2) 事業実施主体は、事業計画を提出する場合はあらかじめ関係市町村及び都道府県に対して指導・協力を求め、事業の実施に係る調整に努めるものとする。

(3) 国は、事業実施主体に対し、(2)の調整の結果について、必要に応じ報告を求めることができるものとする。

(4) 第2の1の(1)のアの(オ)、(2)のアの(ア)のe及び(イ)のe（以下「認可事業」という。）の協議は、別記様式2号により、(1)の事業の実施計画を提出する際に併せて行うものとする。

2 事業計画の承認基準

事業計画の採択要件は以下のとおりとし、地方農政局長等は、別表3に定める事項等の確認により、事業計画が以下の項目を満たす場合に限り、事業計画の承認を行うものとする。

(1) 取組の内容が本事業の目的に沿っていること。

(2) 取組の内容が推進体制、事業スケジュール等から適切であること。

(3) 整備を予定している施設が、成果目標達成に直結するものであること。

と。

- (4) 利用計画に基づく施設の適正な利用が確実であると認められ、かつ、施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。
- (5) 施設の能力及び規模が、受益者数、受益地域の範囲等からみて適正であること。
- (6) 施設の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。
- (7) 施設それぞれの投資費用及び規模が、必要最小限のものと認められること。
- (8) 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画及び維持管理計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれること。

(9) 農山漁村における女性の参画の促進

本対策において、事業実施主体が、農業協同組合又は農業協同組合連合会である場合は、次に掲げる女性の参画に関する事項を設定していること、又は事業実施期間中に設定することが確実であると見込まれることとする。

ア 事業実施主体が農業協同組合である場合は、当該組織における女性の選出枠の設定その他女性の参画に関する数値目標

イ 事業実施主体が農業協同組合連合会である場合は、都道府県内の農業協同組合における女性の選出枠の設定その他女性の参画に関する数値目標

(10) 耕作放棄地対策の推進

本対策の事業実施主体が所在する市町村又は本対策の主たる受益地の市町村は、「農業経営基盤強化促進法に基づく都道府県基本方針及び市町村基本構想の見直し等について」（平成 17 年 9 月 1 日付け 17 経営第 3348 号農林水産省経営局長通知）に定めるところにより、当該市町村の基本構想において、遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項及び特定法人貸付事業に関する事項を実施するよう努めるものとする。

(11) 青果物長期鮮度保持実証事業において、流通業者が事業実施主体となる場合、共同申請者である生産出荷団体が出荷する対象品目全量を対象として取組を行うこと。

(12) 青果物新流通システム構築実証事業において、事業実施主体は、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 複数の生産出荷団体が取り組む場合

集出荷の共同化に係る契約が締結されていること又は締結されることが確実と見込まれること。

イ 流通業者が事業実施主体となる場合

その取組内容が共同申請者である生産出荷団体と青果物の契約取引を締結していること。

3 事業の着手・着工等

- (1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手又は着工（機械の発注を含む。）するものとする

る。

- (2) 事業実施主体は、事業に着工するとき、別記様式3号により、速やかに入札結果報告・着工届を地方農政局長等に届け出るものとする。

ただし、本事業について、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手又は着工する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式4号により、又は交付決定前着工届を別記様式5号により、地方農政局長等に届け出るものとする。

- (3) (2)のただし書により交付決定前に着手又は着工する場合については、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手又は着工するものとする。

また、この場合においても事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手又は着工した場合には、「農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱」（平成17年4月1日付け16生産第8265号農林水産事務次官依命通知）第4の規定による申請書の備考欄に着手、着工年月日及び交付決定前着手届又は着工届の文書番号を記載するものとする。

- (4) (2)のただし書により交付決定前に着手又は着工する場合については、地方農政局長等は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後又は着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

4 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した共同利用施設等について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が本事業により整備した施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、本事業の実施地域に係る団体であって、地方農政局長等が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営させることができるものとする。

5 事業名等の表示

事業実施主体は、本事業により整備した共同利用施設には、事業名等を表示するものとする。

第5 事業実施状況の報告

1 事業実施状況の報告

要綱第8の1の生産局長が別に定める事業の実施状況の報告については、事業実施主体が、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を、別記様式6号により翌年度の7月末日までに、原則として事業実施主体が所在する都道府県を所管する地方農政局長等に報告

するものとする。

2 事業の実施状況に対する指導

地方農政局長等は、1の規定による事業の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

第6 事業の評価

1 事業実施主体による自己評価

事業実施主体は要綱第9の1の定めにより、別記様式7号に定める事業評価シートにより自ら事業評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の9月末日までに事業実施主体が所在する都道府県を所管する地方農政局長等に報告するものとする。

なお、事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にまたがる場合は、報告を受けた地方農政局長等は、関係地方農政局長等に対し、報告書の写しを送付するものとする。

2 地方農政局長等による評価

(1) 点検評価

ア 地方農政局長等は、報告を受けた事業評価の結果について、関係部局で構成する検討会を開催し、当該事業評価が事業計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業計画等との整合等を確認するものとする。

イ 地方農政局長等は、アの点検の結果、事業計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

ウ 地方農政局長等は天災等外部的な要因により、事業計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。

エ 地方農政局長等から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 総合評価

地方農政局長等は、(1)の点検評価の実施に当たっては、地域農業、社会環境の変化を踏まえ、目標の達成度に加え、費用対効果分析、担い手育成効果、事業計画の適正性等も含めた総合的な評価を行うものとする。

(3) 評価結果に基づく指導等

ア 地方農政局長等は、事業実施計画書に掲げた成果目標が達成されていない場合や、施設等の利用率、稼働率のうちいずれかが計画に対し70%未満の状況が3年間継続している場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、当該事業実施主体に対し、別記様式8号に定める改善計画を作成させるものとする。

この場合において、事業実施主体は、さらに2年間目標年度を延長

し、再度1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

イ 地方農政局長等（生産局長を除く。）は、報告を受けた事業評価及び評価方法を変更して実施した事業評価を取りまとめ、目標年度の翌年の10月末日までに生産局長に報告するものとする。

3 事業評価検討委員会による評価

- (1) 生産局長は本事業の事業評価を適切に実施するため、第三者で構成する事業評価検討委員会を設置し、関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を事業評価の方法等に反映させるものとする。
- (2) 2の(3)のイの報告を受けた生産局長は事業評価検討委員会に報告内容を説明し、委員会の意見を聴取するものとする。
- (3) 事業評価検討委員会は、事業評価の実施方法、評価結果等について検討を行い、意見を述べることができる。
- (4) 生産局長は事業評価委員会の意見を踏まえ、事業評価の結果を公表するものとする。

第7 事業の実施基準

1 推進事業・整備事業共通事項

- (1) 事業の実施に当たっては、推進事業と整備事業を一体的に実施するものとする。
- (2) 事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業を本事業の補助対象とすることは、認めないものとする。
- (3) 事業実施主体は、当該取組について他の生産者等からの視察の申し入れを受け入れるよう努めるものとする（ただし、知的財産権の取得予定がある場合は、この限りではない。）。

また、取組内容についての自己のホームページへの掲載、取組に関する広報資料（パンフレット）の作成等により当該取組を波及に努めるものとする。

2 推進事業

(1) 一般基準

ア 販売促進のために実施するPR活動としての、ポスター、リーフレット等の作成、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等マスメディアによる宣伝・広告等に係る経費は、補助の対象外とする。

イ 補助対象経費は、本事業に直接要する別紙の経費であって本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

ウ 事業実施主体は、推進事業の実施において、地方農政局長等が適当と認める事業又は専門的な知見を要する事業を、必要に応じて一部委託することができるものとする。

(2) 青果物長期鮮度保持実証事業

ア 検討会の開催

長期鮮度保持技術の活用による青果物の安定的・計画的出荷を実証するため、実証計画の検討等を行う、生産者、流通業者、小売業者、学識経験者等で構成される検討会を開催するものとする。

イ 安定的・計画的出荷に必要な先進地調査

安定的・計画的出荷の実証に資するため、当該技術を活用した安定的・計画的出荷に取り組む事例を調査できるものとする。調査の実施に当たっては、生産者、流通業者、小売業者、学識経験者等で構成される検討会等を開催することができる。

調査の実施に当たり現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。海外に及ぶ現地調査は、補助の対象外とする。

ウ 実証試験の実施

長期鮮度保持技術の活用による青果物の安定的・計画的出荷を実証するため、保存特性、成分分析等の実証試験を実施できるものとする。なお、実証試験に必要なサンプルの購入費、電力料金、調査員賃金、分析費等は、補助の対象に含むことができるものとする。

エ 報告書の作成

事業の経過、検討会の結果、実証結果等をまとめた報告書を作成するものとする。なお、報告書作成に必要な原稿料、印刷費、消耗品費等は、補助の対象に含むことができるものとする。

(3) 青果物新流通システム構築実証事業

ア 移動式真空予冷装置による周年供給体制の構築

a 検討会の開催

青果物の周年供給体制を構築するため、産地間リレーに取り組む生産出荷団体、生産出荷団体と青果物の契約取引を実施する流通業者、学識経験者等で構成される検討会を実施するものとする。

b 周年供給体制の整備に必要な先進地調査

安定した供給体制整備の推進に資するため、産地間リレー出荷に取り組む事例を調査できるものとする。調査等の実施に当たっては、産地間リレー出荷に取り組む生産出荷団体、生産出荷団体と青果物の契約取引を実施する流通業者、学識経験者等で構成される検討会等を開催することができる。

現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。調査対象が海外に及ぶ現地調査は、補助の対象外とする。

c 青果物の周年供給を実現する取組の実証

産地間連携に向けた取組を推進するため、移動式真空予冷装置の導入による産地間リレー出荷体制の実証を実施するものとする。なお、実証に係る移動式真空予冷装置の動力費及び設置作業料、コンテナ、パレットのリース料、保冷車リース料（コンテナ部分のみとし、トラック本体は、補助対象としない。）等は補助対象とすることができる。

d 報告書の作成

事業の経過、検討会の結果、実証結果等をまとめた報告書を作成するものとする。なお、報告書作成に必要な原稿料、印刷費、消耗品費等は、補助の対象に含むことができる。

イ 低コスト流通システム実証

a 検討会の開催

流通コストの低減を図るため、集出荷貯蔵施設の再編・整備に取り組む生産出荷団体、生産出荷団体と青果物の契約取引を実施する流通業者、学識経験者等で構成される検討会を実施するものとする。

b 流通コストの低減に関する先進地調査

低コスト流通の推進に資するため、流通コスト低減についての取組事例を調査できるものとする。調査等の実施に当たっては、集出荷貯蔵施設の再編・整備に取り組む生産出荷団体、生産出荷団体と青果物の契約取引を実施する流通業者、学識経験者等で構成される検討会等を開催することができる。

現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。海外に及ぶ現地調査については、補助の対象外とする。

c 青果物の低コスト流通システムの実証

青果物の流通コストの更なる低減を図るため、複数の集出荷貯蔵施設の整理・統合により、拠点となる施設から大量輸送を可能とする流通形態を構築し、大量輸送を可能とする流通の合理化を推進するための実証を実施するものとする。

なお、実証に係るコンテナ、パレットのリース料、調査賃金、システム構築に必要な備品費、モーダルシフトへの転換を図るための鉄道輸送利用料（鉄道輸送用コンテナリース料を含む）等は補助対象とすることができる。

d 報告書の作成

事業の経過、検討会の結果、実証結果等をまとめた報告書を作成するものとする。なお、報告書作成に必要な原稿料、印刷費、消耗品費等は、補助の対象に含むことができる。

3 整備事業の実施基準

(1) 一般基準

ア 事業実施主体が農業者等の組織する団体である場合において、次のいずれかの要件を満たす場合については、3戸未満であっても事業実施主体として認めるものとする。この場合にあつては、事業実施主体は、事業実施計画に別記様式9-1号又は9-2号の事業実施主体要件適合確約書（特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）用又は農業生産法人用）を添付するものとする。

(ア) 事業計画策定時に、特定農業法人であつて、次の要件をすべて満たすものであること。

なお、c及びdの目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

a 本事業終了後5年間特定農業法人であるか、基盤強化法第23条第4項の農用地の利用の集積を行うことが確実であると見込まれること。

b 特定農用地利用規程（基盤強化法第23条第4項に規定する農用地利用規程をいう。以下同じ。）の農用地の利用の集積目標及びそ

の達成のためのプログラムが設定されていること。

c 特定農用地利用規程の区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

d 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(イ) 事業計画策定時に、地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会が構成員となっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。）であって、次の要件をすべて満たすものであること。

なお、b及びcの目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

a 離農希望者又は営農を中止する者からその所有する農用地、機械、施設等の経営資産を継承して欲しい旨の申出があった場合に、当該法人がその経営資産を継承すること。

b 当該法人の受益区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

c 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

イ 事業参加者が、事業開始後にやむを得ず3戸に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、3戸以上となるように努めるものとする。

ウ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の3に規定する農事組合法人をいう。以下同じ。）、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体（基盤強化法第23条第4項に基づく特定農業団体をいう。以下同じ。）及びその他農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有していなければならないものとする。

エ 補助対象事業費は、当該事業実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設等の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

オ 補助対象とする共同利用施設

(ア) 補助対象とする共同利用施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）及び「農業用機械施設の補助対象範囲の基準について」（昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁

長官連名通知)の定めるところによるものとする。

また、補助対象事業費の内容等は、事務及び事業費取扱通知によるものとする。

- (イ) 補助の対象とする共同利用施設は、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合については、増築、併設等、合体施工若しくは直営施工又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものに限るものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」(平成18年9月8日閣議決定)の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- (ウ) 共同利用施設の導入に対する補助は、新たな技術体系の普及や高度な産地の育成等を図ることを目的にモデル的に実施するものであり、既存共同利用施設の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること(いわゆる更新をいう。)は、補助の対象としないものとする。

ただし、青果物新流通システム構築実証事業において、複数の集出荷貯蔵施設の整理・統合により、当該施設の現行の集出荷処理数量の増加、利用期間の延長又は取扱品目・品種の追加がなされる場合にあつては、この限りではない。

また、共同利用施設の附帯施設のみの整備は、補助の対象としないものとする。

- (エ) 共同利用施設の能力及び規模は、産地の栽培面積、生産数量、出荷計画等を勘案して決定するものとし、整備のための計画策定に当たっては、アンケート調査等により、農業者の共同利用施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況、利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力・規模の決定を行うものとする。

さらに、生産コストの低減を図る観点から、農地利用の合理化及び共同利用施設の利用を十分推進し、担い手への集中等を通じた効率的な生産体制の確立に資するよう配慮するものとする。

- (オ) 共同利用施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、認定農業者(基盤強化法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。)又はこれを目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。

a 認定農業者又はこれを目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。

b 必要に応じ、共同利用施設の利用率の向上及び処理量の増大が図

られるよう適正な品種の組み合わせ、作期の分散等に配慮するものとする。

(カ) 共同利用施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費は、補助の対象としないものとする。

(キ) 環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意して整備を講ずるものとする。

カ 果樹の取組については、「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号生産局長通知）に基づき果樹産地構造改革計画（以下「産地計画」という。）を策定した地域において実施することが望ましい。

キ 野菜の取組については、「野菜の産地強化計画の策定について」（平成13年11月16日付け13生産第6379号生産局長通知）に基づき産地強化計画を策定し、都道府県知事に認定を受けた地域において実施することが望ましい。

ク 次に掲げるものは、補助の対象としないものとする。

a フォークリフト（回転アーム、プッシュプル及びハイマスト付きフォークリフトを除く。）

b 可搬式コンベヤ（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものとは比べて同等以上の性能を有するものを除く。）

c 作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）

d 育芽箱

e 運搬台車

f 可搬式計量器（電子天秤を除く。）

(2) 青果物長期鮮度保持実証事業

ア 青果物長期鮮度保持実証事業の整備事業において整備することができる施設は以下のとおりとする。

a 長期鮮度保持施設

b aの施設の附帯施設

イ アのaの長期鮮度保持施設の整備については、長期間品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から、高度な温度管理機能等を有することにより、一般的に普及・使用されている貯蔵施設と比べて大幅に鮮度保持効果があると認められる貯蔵施設を整備することができるものとする。

(3) 青果物新流通システム構築実証事業

ア 青果物新流通システム構築実証事業の整備事業において整備することができる施設は以下のとおりとする。

(ア) 周年供給体制の構築

a 移動式真空予冷装置

b aの施設の附帯施設

(イ) 低コスト流通システムの検討

a 集出荷貯蔵施設

b aの施設の附帯施設

イ アの(ア)のaの移動式真空予冷装置については、真空予冷施設をト

レーラーの寸法に納め、運搬・移動を可能とした装置であり、補助対象は、真空予冷装置部分のみを整備することができるものとし、トレーラー本体は、補助対象としないものとする。

ウ アの（イ）の a の集出荷貯蔵施設については、農作物の集出荷及び貯蔵に必要な以下の施設とする。

なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね 100 平方メートル以上とする。

- a 集出荷施設
- b 予冷施設
- c 貯蔵施設
- d 選別、調製及び包装施設
- e 青果物流通拠点施設
- f 残さ等処理施設
- g 通い容器関連施設
- h a から g までの附帯施設

なお、b から d まで及び f の施設については、a と一体的に整備するものとする。

エ アの（イ）の a の集出荷貯蔵施設の整備については、流通の合理化を目的に複数の集出荷貯蔵施設の整理・統合を図ることにより、拠点となる集出荷貯蔵施設を整備する場合に限り対象とするものとする。

オ アの（イ）の a の集出荷貯蔵施設の整備に当たっては、推進事業を実施する生産出荷団体の構成員である生産者の生産する当該生産物を集出荷するものとするが、施設の効率的な利用等を図るため、品質及び規格の統一並びに計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、生産出荷団体構成員以外の生産者により生産された生産物を扱う施設についても、事業対象に含めることができるものとする。

カ アの（イ）の a の集出荷貯蔵施設の整備に当たっては、集出荷用専用ハードコンテナを整備することができるものとする。

なお、保冷車及び冷凍車については、補助対象は、コンテナ部分のみとし、トラック本体は、補助対象としないものとする。

キ ウの a の「集出荷施設」の整備に当たり、糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合にあっては、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。

ク ウの c の「貯蔵施設」は、品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、CA貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができるものとする。

ケ ウの d の「選別、調製及び包装施設」については、消費者及び実需者に生産情報を提供するために I D コードや 2 次元コード等を品物に添付する施設を整備することができるものとする。

コ ウの e の「青果物流通拠点施設」とは、青果物の集荷に加え、加工、

貯蔵及び分配のすべて又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。

サ 集出荷貯蔵施設の整備において、流通経費の低減等に資する通い容器については、ウの a の集出荷施設又はウの g の「通い容器関連施設」（通い容器の洗浄・保管等に必要な施設をいう。）と一体的に整備し、かつ、通い容器の適正な保管を含めた運営体制、台帳等により一元的な管理が確保される場合に限り対象とするものとする。

別紙

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る	取得単価が50万円以上の機械及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品が1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の材料の経費	原材料は物品受払簿で管理すること
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・ CD-ROM 等の少額な記録媒体	消耗品は物品受払簿で管理すること

		・試験等に用いる少額な器具等	
	光熱水費	事業を実施するために直接必要な施設、装置の動力源の経費	
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席または技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	国内旅費に限る。
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	国内旅費に限る。
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として、本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費。	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする ・補助金の額の50%未満とすること ・事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない ・民間企業内部で社内発

			注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	飲食費	事業を実施するために直接必要な会議を開催する際の茶菓代の経費	会議におけるお茶・コーヒー等簡素なものに限り、弁当は認めない
	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費	

上記の経費であっても以下の場合にあつては認めないものとする。

1. 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合。
2. 支払いが翌年度となるもの
3. 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタル

別表 1

青果物鮮度保持技術・新流通システム実証事業の達成すべき目標一覧

事業名	目標項目	達成すべき目標の基準
青果物長期鮮度保持実証事業	出荷量変動の削減 販売単価の増加	以下のいずれか1つを選択する。 ①対象品目の出荷期間における月別（又は旬別）出荷量の変動係数 ^{※1} を需給調整対象品目 ^{※2} は10%以上、それ以外の品目は15%以上削減 ②対象品目の出荷期間における平均販売単価を5%以上増加
青果物新流通システム構築実証事業	流通コストの低減	流通コストを5%以上削減

※1：変動係数の算出方法

月（旬）別出荷量の平均値： \bar{x} 当該月（旬）の出荷量： x_i 出荷月（旬）の合計： n

$$\text{変動係数} = \frac{\sqrt{\frac{1}{n} \sum (x_i - \bar{x})^2}}{\bar{x}}$$

※2：キャベツ、だいこん、たまねぎ、にんじん、はくさい、レタス、うんしゅうみかん、りんご

別表 2

青果物鮮度保持技術・新流通システム実証事業の実施主体

<p>事業実施主体</p> <p>実施主体は以下 1 のいずれか又は 2 のいずれかとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 生産出荷団体<ol style="list-style-type: none">a 農業協同組合連合会b 農業協同組合c 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）d 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する法人をいう。以下同じ）e 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に基づく団体をいう。以下同じ。）f その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約がある団体をいう。以下同じ。）g 事業協同組合連合会及び事業協同組合2. 流通業者（ただし、1 の生産出荷団体と共同申請する場合に限る。）<ol style="list-style-type: none">a 運輸業者b 卸売業者
--

別表3

整備事業の実施における満たすべき事項

事 項
1 既存の施設の利用状況、個人による選別・出荷状況、個人施設等の保有・使用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
2 施設への過大な投資を防ぎ稼働の効率化を図るため、作付品種の分散、収穫時期の調整等により、特定の日に集中することのないよう検討されていること。
3 施設の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。また、産地の作付面積、単収、生産数量、出荷計画等が実績及び作物を取り巻く状況から見て妥当であること。
4 施設内の管理室、休憩室、分析室、格納庫等の所要面積が、機能、利用計画等から見て妥当であること。
5 施設の利用料金について、施設等の継続的活用を図りうるよう必要な資金の積立に努めるとともに、償却費等に基づき適正に設定されていること。
6 施設の規模、利用料金等について、受益農家に対し説明を行っていること。また、総会等で合意を得ていること。
7 農家意向調査について、担い手農家の意向を把握していること。また、調査の精度等が適正であること。
8 投資効率（費用対効果）の算出プロセス、根拠が適切であること。また、1.0以上であること。
9 国庫補助金が、対象となる補助率で正しく計算されていること。
10 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
11 附帯施設について、不要なものがないこと。
12 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
13 販売先との間で取引価格、取引数量、品質等についての合意が図られていること。
14 製品に関する需要の状況及び将来の見通しについて十分な事前調査が行われているとともに、施設の設置後も消費者ニーズの把握に努める体制が整備されていること。
15 需要に即した製品を安定的に供給するための加工技術の確立及び習得に対する十分な取組がされていること。
16 適正な収支計画となっていること（支出については、施設の維持・運営に必要な経費が適切に計上されていること。また、販売価格については、市場価格や支出等を勘案した適正な水準に設定されていること。）。
17 独立行政法人等の試験研究機関や都道府県、市町村等関係機関の連携・支援体制が整備されていること。また、必要に応じ専門家等による経営診断等の指導が受けられる体制となっていること。
18 管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営ができる体制となっていること。

19	有機物処理利用施設又は農業廃棄物処理施設その他騒音、悪臭等発生施設を建設するに当たり周辺住民等との合意の形成がなされていること。
20	用地が確保されていること。農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に定める基準等を満たしている又は認可等の見込みがあること。
21	施行方法の選択が適切になされていること。
22	入札の方法に関する知識を有していること。
23	事業実施体制が、十分なものとなっていること。
24	地元関係者との合意形成が図られていること。
25	その他、法律に定める基準等が満たされていること。

別記様式第 1 - 1 号

事業実施年度	平成	年度
--------	----	----

農業・食品産業競争力強化支援事業実施計画
(青果物鮮度保持技術・新流通システム実証事業のうち青果物長期鮮度保持実証事業)

事業実施主体名

都道府県・市町村名
地 区 名

第1 事業の目的

--

第2 共同申請の概要

	事業者名（名称・所在地）
共同申請者	

※事業実施主体が流通業者の場合のみ、共同申請者である生産出荷団体の名称・所在地について記載すること。
 また、契約書や過去の取引実績等、目標年度まで当該生産出荷団体との取引が継続されることが証明できる書類等を添付すること。

第3 事業計画総括表

青果物長期鮮度保持実証事業の内容等

施設の所在地	事業種類	目標	成果目標の具体的な内容又は取組の内容について	目標数値			対象作目名（作物名）	受益		事業内容（工種、施設区分、構造、規格、能力等）及び事業量（単価、回数、基数、面積等）	事業費	負担区分			補助率	担保 （金融機関名 融資名 融資金額 償還年数 その他）	しゅん功 予定 又は 完了 年月 日	備考
				現状	目標	増減 （増減率等）		戸数	面積、出荷量、処理量			国庫補助金	自己資金（うち借入金）	その他				
/	推進事業			（平成21年度）	（平成23年度）		戸 戸	ha t	円	円	円	円	%					
	整備事業																	

第5 事業の実施方針

1 事業実施地区における事業実施の必要性とその具体的な成果目標及び取組

事業実施地区（または、受益地区）における事業実施の必要性			
具体的な成果目標及び取組			
目 標			
具体的な数値等	現状値：	目標値：	増減（増減率等）：
目標数値決定根拠			
事後評価の検証方法 （現状値及び目標値の算出方法）			

2 担い手の育成及び担い手への集約化の取組について

取組項目	担い手の分類	現 在（ 年）	目 標（ 年）	備考
担い手の育成	認定農業者	人	人	
	生産組織 構成員のうち認定農業者	組織 人	組織 人	
集約化の基準：		現状集約率： %	目標集約率： %	

集約化への取り組み及び取り決め（協定等）

〔現状、目標、課題 等〕

<p>[取組及び取り決め内容]</p>

3 他事業との連携

事業区分 (国、県単、その他具体的に)	事業名	事業実施主体	実施年度	事業費 (千円)	事業内容

第6 事業実施計画の詳細

1 推進事業実施計画詳細

(1) 事業の実施事項

実施事項	検討会の開催	安定的・計画的出荷に必要な 先進地調査	実証試験の実施	報告書の作成
(該当事項に○ を付けること)	○			○

(2) 実施計画詳細

実施事項	
実施事項	

実施事項	
実施事項	

(3) 添付資料

- ア 事業実施主体を中心とした組織の推進体制図
- イ その他地方農政局長等が特に必要と認めるもの

2 整備事業実施計画詳細

(1) 事業実施予定場所（用地の取得状況）等

施設等名	導入予定場所	面積	取得時期	備考
	(市町村) (番地)	(㎡)	年 月	

(2) 施設の整備状況及び利用計画等

ア 既存の施設の利用状況

施設名等	当該施設の 受益面積等 (ha)	受益 農家 戸数	規模・能力 ・仕様	当該施設の 処理量(t) a	処理量の過去3カ年の実績						利用の状況に 関する説明	備 考
					3年前 (t) b	利用率 (%) b/a	2年前 (t) c	利用率 (%) c/a	前年度 (t) d	利用率 (%) d/a		

随意契約による場合	随意契約を選択する理由	
	価格の適正性の判断基準	
	候補業者名	

ウ 補助事業等の財産処分状況について（当初年度を含め過去5年間）（整備事業）

事業名	実施年度	事業費 (千円)	財産処分 承認年月日	当初事業内容及び処分内容

エ 添付資料

(ア) 費用対効果分析（投資効率）

「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、経営局長、生産局長通知）により算出し、それを添付するものとする。

(イ) 施設の規模決定根拠（施設の規模、処理能力、附帯施設の能力、数量等）をした計算過程をその根拠となる栽培面積、生産量、処理・加工量、出荷量、収穫期間、出荷期間、利用計画、施設等の能力、既存の施設の能力等の具体的な数値を用いて記載すること。）

(ウ) 施設等の配置図、平面図、事業費の積算（概略設計）、見積書（2社以上）、導入施設のカタログ

(エ) 管理運営規定等

(オ) 収支計画

(カ) 農家意向調査結果

(キ) その他地方農政局長等が特に必要と認めるもの

3 長期鮮度保持による出荷計画

<出荷計画>

	対象作物名 (作物名)	生産量 (t)	鮮度保持期間 (日、週、月)	出荷量 (t) [平均単価 (円/kg)]	月(旬)別出荷計画(t) [平均単価(円/kg)]													
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
					上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下		
現在 (平成20年度)																		
目標 (平成23年度)																		

<出荷量変動係数及び平均販売単価>

	対象作物名 (作物名)	出荷期間における月(旬)別出荷量の変動係数	左記変動係数の減少率 (%)	出荷期間における平均販売単価(円/kg)	左記販売単価の増加率 (%)
現在					
目標					

※ 活用する長期鮮度保持技術の概要がわかる資料、当該技術を開発した企業、施工業者等が作成した鮮度保持に関する実験・試験データ及び導入実績・事例に関する資料を添付すること。

別記様式第 1 - 2 号

事業実施年度	平成	年度
--------	----	----

農業・食品産業競争力強化支援事業実施計画
(青果物鮮度保持技術・新流通システム実証事業のうち青果物新流通システム構築実証事業)

事業実施主体名

都道府県・市町村名

地 区 名

第1 事業の目的

--

第2 共同申請の概要

	事業者名（名称・所在地）
実施主体	
共同申請者	

※申請者が、生産出荷団体の場合であって、複数の生産出荷団体が申請する場合、集出荷の共同化に係る契約書等添付すること。
流通業者が事業実施主体となる場合、生産出荷団体と青果物の契約取引を締結する契約書等を添付すること。

第3 事業計画総括表

青果物新流通システム構築実証事業の内容等

施設の所在地	事業種類	目標	成果目標の具体的な内容又は取組の内容	目標数値			対象作目(作物名)	受 益		事業内容(工種、施設区分、構造、規格、能力等)及び事業量(単価、回数、基数、台数、面積等)	事業費	負担区分			補助率	担 保 〔金融機関名 融資名 融資金額 償還年数 その他〕	しゅん功 予定 又は 完了 年月 日	備考
				現状	目標	増減 (増減率等)		戸 数	面積、出 荷量、処 理量			国庫補 助金	自己資 金(う ち借入 金)	その 他				
	推進事業							戸	ha t		円	円	円	円	%			
	整備事業																	
合計											円	円	円	%				

算出の基礎

区 分	本年度予算額		本年度精算額		比 較 増 減				備考
		うち 国庫補助金		うち 国庫補助金	増		減		
					国庫補助金	国庫補助金	国庫補助金	国庫補助金	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円	円	円	円	円	円

第4 事業実施対象受益地の状況

対象受益地区名：

区分	各種指定等の状況			事業対象農作物の作付面積 (ha)		備考
	農用地区域	生産緑地	生産緑地以外の市街化区域	(作物名)	(作物名)	
現 状 (平成20年度)						
目 標 (平成23年度)						

第5 事業の実施方針

1 事業実施地区における事業実施の必要性・先進性・モデル性とその具体的な成果目標及び取組

事業実施地区（又は、受益地区）における事業実施の必要性			
事業の先進性・モデル性			
具体的な成果目標及び取組			
目 標			
具体的な数値等	現状値：	目標値：	増減（増減率等）：
目標数値決定根拠			
事後評価の検証方法 (現状値及び目標値の算出方法)			

2 担い手の育成及び担い手への集約化の取組について

取組項目	担い手の分類	現 在 (年)	目 標 (年)	備考	
担い手の育成	認定農業者	人	人		
	生産組織 構成員のうち認定農業者	組織 人	組織 人		
集約化の基準：		現状集約率：	%	目標集約率：	%

集約化への取組及び取決め（協定等） <hr/> [現状、目標、課題 等] <hr/> [取組及び取決め内容]
--

3 他事業との連携

事業区分 (国、県単、その他具体的に)	事業名	事業実施主体	実施年度	事業費 (千円)	事業内容

第6 事業実施計画の詳細

1 青果物新流通システム構築実証事業

(1) 推進事業実施計画詳細

ア 事業の実施事項

実施事項	検討会の開催	先進地調査	実証の実施	報告書の作成	その他
(該当事項に○を付けること)	○			○	

イ 実施計画詳細

実施事項	
実施計画詳細	
実施事項	
実施計画詳細	
実施事項	
実施計画詳細	

ウ 添付資料

- (ア) 事業実施主体を中心とした組織の推進体制図
- (イ) その他地方農政局長等が特に必要と認めるもの

(2) 整備事業実施計画詳細

ア 事業実施予定場所等

施設等名	導入予定場所	面積	取得時期	備考
	(市町村) (番地)	(㎡)	年 月	

イ 施設の整備状況及び利用計画等

(ア) 既存の施設の利用状況

施設名等	当該施設の 受益面積等 (ha)	受益 農家 戸数	規模・能力 ・仕様	当該施設の 処理量(t) a	処理量の過去3カ年の実績						利用の状況に 関する説明	備 考
					3年前 (t) b	利用率 (%) b/a	2年前 (t) c	利用率 (%) c/a	前年度 (t) d	利用率 (%) d/a		

(イ) 施設の利用計画

a 施設利用計画

	施設名	品目・ 品種	当該施設 の受益面 積等 (ha)	既存施設 の現行の 処理量 (t)	当該施設 の目標年 度の処理 量(t)	利用期間	利用 日数	月別利用計画											
								月旬 ～月旬	日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
現在	(施設名)																		
	(施設名)																		
			(合計)																
目標	(施設名)																		
			(合計)																

- (注) 1 現在の欄については、整理・統合を行う既存施設ごとの計画を記載すること。
 2 月別利用計画の欄については、その処理数量 (t もしくはkg) を記載すること。

b 施設の貸付に関する計画

貸付対象施設名	貸付対象組織	貸付対象受 益農家戸数	貸付期間	管理の役割分担
		(戸)		

(ウ) 施設の施行方法及び施工業者選定方法の計画

施行方法		直営施行・請負施行・委託施行・代行施行（いずれかに○）
代行施工業者選定方法		一般競争入札・指名競争入札・随意契約（いずれかに○）
施工業者選定方法		一般競争入札・指名競争入札・代行施行における競争見積・随意契約（いずれかに○）
指名競争入札又は代行施行における競争見積の場合	指名業者選定の考え方	
	指名(代行施行)候補業者名	
随意契約による場合	随意契約を選択する理由	
	価格の適正性の判断基準	
	候補業者名	

ウ 補助事業等の財産処分状況について（当初年度を含め過去5年間）（整備事業）

事業名	実施年度	事業費 (千円)	財産処分 承認年月日	当回事業内容及び処分内容

エ 添付資料

(ア) 費用対効果分析（投資効率）

「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、経営局長、生産局長通知）により算出し、それを添付するものとする。

(イ) 施設の規模決定根拠（施設の規模、処理能力、附帯施設的能力、数量等）をした計算過程をその根拠となる栽培面積、生産量、処理・加工量、出荷量、収穫期間、出荷期間、利用計画、施設等の能力、既存の施設的能力等の具体的な数値を用いて記載すること。）

(ウ) 施設等の配置図、平面図、事業費の積算（概略設計）、見積書（2社以上）、導入施設のカタログ

(エ) 管理運営規程等

(オ) 収支計画

(カ) 農家意向調査結果

(キ) その他地方農政局長等が特に必要と認めるもの

3 青果物新流通システム構築実証事業
 <流通経費削減効果>

効果項目	指 標	現在 (平成 A年度)	現在 (平成 B年度)	目標 (平成 C年度)	効 果 (100-C/A+B)	導入する取組内容
流通段階 1	①野菜1kg当たり流通経費	円/kg	円/kg	円/kg	%	
	集出荷経費	円/kg	円/kg	円/kg	%	
	処理加工費	円/kg	円/kg	円/kg	%	
	運送費	円/kg	円/kg	円/kg	%	
	労働費	円/kg	円/kg	円/kg	%	
流通段階 2	②野菜1kg当たり流通経費	円/kg	円/kg	円/kg	%	
	集出荷経費	円/kg	円/kg	円/kg	%	
	処理加工費	円/kg	円/kg	円/kg	%	
	運送費	円/kg	円/kg	円/kg	%	
	労働費	円/kg	円/kg	円/kg	%	
合計	①+②	円/kg	円/kg	円/kg	%	

- (注) 1 集出荷施設の統廃合による流通拠点施設を整備した場合、それぞれの施設での経費を記入。
 2 「流通段階1」については、生産地における青果物の選別、乾燥、調製、包装及び貯蔵等に係る経費、皮むき及びカットその他の加工に係る処理加工費、取引先（流通業者又は実需者）への輸送費について記入。
 3 「流通段階2」については、流通業者における生産地から入荷した青果物の集出荷経費、処理加工費及び取引先（流通業者又は実需者）への出荷に係る輸送費について記入する。
 4 「流通段階2」については、生産地から実需者へ青果物が直送される場合は記入しない。
 5 複数の流通段階を経て実需者へ出荷される場合には、流通段階2の欄の下に、適宜欄を設けて記入すること。

別記様式第2号（第4の1の（4）関係）
 （農業・食品産業競争力強化支援事業の許可事項の協議について）

認 可 事 業 協 議 書

1 認可事業総括表

事業内容の認可関係	事業名	事業実施主体名	事業費			補助率	準ずる事業名
			千円	千円	千円		
	計						
事業実施主体の認可関係	事業名	許可事業実施主体名	代表者氏名		所在地		
採択要件の認可関係	事業名	許可事業実施主体名	代表者氏名		所在地		

2 認可理由等

事業内容の認可事業関係

事業名		事業実施主体名		準ずる事業名	
事業内容					
理由					

事業実施主体の認可事業関係

事業名		事業実施主体名		準ずる事業名	
事業内容					
理由					

採択要件の認可事業関係

事業名		事業実施主体名		準ずる事業名	
事業内容					
理由					

- （注） 1 必要に応じ地方農政局等が指示した書類を添付すること。
 2 事業実施主体の認可事業関係にあっては、事業実施主体の定款、規約等を添付すること。

〇〇農政局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名 印

平成21年度青果物鮮度保持技術・新流通システム実証事業入札結果報告・着工

このことについて、下記のとおり入札結果を報告し、着工を届け出ます。

記

対象機械・施設等 又は工事等の契約名	
施工業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札 ・代行施行における競争見積・随意契約
入札執行年月日	年 月 日
入札立会者の 所属・役職・氏名	
入札予定価格（税抜）	円
入札参加業者名及び 入札価格（税抜）	円
	円
	円
	円
	円
入札執行回数	回
落札業者名（契約業者名）	
契約価格（税込）	（税抜）
契約年月日	年 月 日
着工住所	
完了予定年月日	年 月 日
工事監理者	
入札予定価格（円）	（税抜）
入札結果等の公表方法	
備考	年 月 日〇〇第〇〇号 交付決定通知

- (注) 1 「施工方法」欄及び「入札方法」欄は、該当するものを○で囲む。
 2 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。
 ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入する。
 3 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投げられた価格を記入する（途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする）。
 4 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約の場合であることを、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
 5 「施工業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
 6 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法等を記入する。
 7 交付決定前に着工した場合、「備考」欄は交付決定前着工届の文書番号等を記入する。
 8 本報告・届出に際しては、工程表を添付すること。
 9 事業が複数の契約からなる場合には、契約ごとに上表を整理すること。

別記様式第4号（第4の3の（2）関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

事業実施主体名
代 表 者 氏 名 印

平成21年度青果物鮮度保持技術・新流通システム実証事業交付決定前着手届

事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

事業内容	事業量	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名 印

平成21年度青果物鮮度保持技術・新流通システム実証事業交付決定前着工届

事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着工することとしたのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

事業内容	事業実施主体	施設区分	事業量	事業費	着工予定 年月日	しゅん功予定 年月日	理由

別記様式第6号（第5の1関係）

農業・食品産業競争力強化支援事業の事業実施状況報告（平成 年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名

印

農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8264号
農林水産事務次官依命通知）第8の1の規定により別添のとおり報告する。

(別添)

実施年度	平成 年度
農業・食品産業競争力強化対策支援事業実施状況報告書 (青果物鮮度保持技術・新流通システム実証事業のうち〇〇〇事業)	
事業実施主体名（計画主体名）	
都道府県・市町村名	
地区名	

(注) 別に定める公募要領の様式に準じて作成すること。

第1 事業実施総括表

施設等の所在地	事業種類	目標	成果目標の具体的な内容又は取組の内容について	目標数値		達成状況 (平成○年度)		対象作物名 (作物名)	受益		事業内容(工種、施設区分、構造、規格、能力等)及び事業量(単価、回数、基数、台数、面積等)	事業費	負担区分				補助率	担保(金融機関名、融資名、融資金額、償還年数、その他)	完了年月日	備考
				計画策定時の値	目標値	現状値	達成率		戸数	面積、出荷量又は処理量			国費	都道府県費	市町村費	その他				
	推進事業			(平成○年度…)	(平成○年度…)				戸	ha, t		円	円	円	円	円	%		○年 ○月 ○日	
	整備事業																			
合計									戸	ha, t		円	円	円	円	円	%			

- (注) 1 別に定める公募要領の様式に準じて記入すること。
 2 「目標数値及び達成状況」欄については、実施計画書で記入した目標数値を記入するとともに目標年度における達成数値を記入すること。
 3 実施計画の内容と変更がないのであれば、本葉の提出を省略することができる。

第3 事業の実施効果の詳細

1 事業の効果（詳細）

(1) 事業実施状況等

条件整備	指標	事業完了年度 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	目標 (年)
施設整備	利用量 (t、kg)				
	利用率 (%)				
	収支差 (千円)				
	収支率 (%)				
	累積赤字 (千円)				

(注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。

2 収支率は、収入／支出×100とする。

(2) 事業の効果及び改善方策

	事業の効果	課題	改善方策 (改善の必要がある場合)
事業完了年度 (平成○年度)			
2年目 (平成○年度)			
3年目 (平成○年度)			

事業の目的に即して生産組織の機能、土地生産性（収量、品質、生産量等）、労働生産性（労働時間等）、作付体系、土地利用、作業体系、流通の合理化、機械の有効利用、担い手の育成状況等について、その改善状況、事業の目標達成状況を総括的に記述すること。なお、事業の目標に対して立ち遅れている場合は、その理由及び改善計画について記述すること。

(3) 費用対効果分析（投資効率）

「強い農業づくり総合対策及び農業・食品産業競争力強化支援事業における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号 農林水産省総合食料局長、経営局長、生産局長通知）により算出し、それを添付するものとする。

第4-1 事業の実施状況の詳細（青果物長期鮮度保持実証事業）

1 検討会の構成員

所属・役職等	氏名	備考

2 検討会の開催

開催時期	開催場所	協議内容	備考

3 先進地調査の実施

(1) 現地調査

開催時期	調査場所	調査対象	調査内容	備考

(2) 郵送・聞き取り調査

開催時期	調査場所	調査対象	調査内容	備考

4 実証の実施

実施時期	実施対象・項目	実施内容	備考

5 報告書の作成

作成時期	内容	配付先	部数	備考

6 出荷実績

(1) 出荷計画

	対象作物名	生産量 (t)	鮮度保持 期間 (日、週、月)	出荷量 (t) [平均単価 (円/kg)]	月 (旬) 別出荷計画・実績 (t) [平均単価 (円/kg)]												
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
					上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下
目標設定時 (平成20年度)																	
目標値 (平成23年度)																	
事業実施年度 (平成21年度)																	
1年目 (平成22年度)																	
2年目 (平成23年度)																	

(2) 出荷量変動係数及び平均販売単価

	対象作物名	出荷期間における月 (旬) 別 出荷量の変動係数	左記変動係数の減少率 (%)	出荷期間における 平均販売単価 (円/kg)	左記販売単価の増加率 (%)
目標設定時 (平成20年度)					
目標値 (平成23年度)					
事業実施年度 (平成21年度)					
1年目 (平成22年度)					
2年目 (平成23年度)					

第4-2 事業の実施状況の詳細（青果物新流通システム構築実証事業）

1 検討会の構成員

所属・役職等	氏名	備考

2 検討会の開催

開催時期	開催場所	協議内容	備考

3 先進地調査の実施

(1) 現地調査

開催時期	調査場所	調査対象	調査内容	備考

(2) 郵送・聞き取り調査

開催時期	調査場所	調査対象	調査内容	備考

4 実証の実施

実施時期	実施対象・項目	実施内容	備考

5 報告書の作成

作成時期	内容	配付先	部数	備考

6 流通経費削減実績

指標	対象作物名	現在 (平成20年度)	目標値 (平成23年度)	実績			取り組んだ内容
				初年度目 (平成21年度)	2年度目 (平成22年度)	3年度目 (平成23年度)	
野菜1kg当たりの流通経費		円/kg	円/kg	円/kg	円/kg	円/kg	
集出荷経費		円/kg	円/kg	円/kg	円/kg	円/kg	
処理加工費		円/kg	円/kg	円/kg	円/kg	円/kg	
運送費		円/kg	円/kg	円/kg	円/kg	円/kg	
労働費		円/kg	円/kg	円/kg	円/kg	円/kg	

第5 その他

1 施設の施行方法について

施行方法名	直営施行・請負施行・委託施行・代行施行（いずれかに○）
施行方法の該当項目	一般競争入札・指名競争入札・随意契約（いずれかに○）（ ）

(注) 1 施行方法の欄は、「直営施行」、「請負施行」、「委託施行」、「代行施行」のいずれかを記入する。

2 直営施行又は請負施行で施行した場合は、施行計画における該当項目の欄に入札方法として「一般競争入札」、「指名競争入札」、「随意契約」のいずれかを記入し、随意契約の場合はその理由を（ ）に記入する。

別記様式7号（第6の1関係）

農業・食品産業競争力強化支援事業の評価報告（平成 年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名 印

農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8264号農林水産事務次官依命通知）第9の1の規定により別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係書類として、別添の事業評価シートを添付すること。
2 必要に応じて事業実施状況報告書を添付すること。

(別添)

農業・食品産業競争力強化支援事業に関する事業評価シート

都道府県名	市町村名	事業実施主体名	取組名	事業実施年度	成果目標の具体的な内容	目標数値			事業評価の検証方法	受益		事業計画の妥当性	適正な事業執行	地方農政局長等の意見
						現状地	目標値	結果		計画値	結果			
〇〇県	〇〇市	(例) 〇〇農協	野菜	17年度	〇〇野菜栽培の生産コストの削減	10,000円 /10a	9,000円 /10a	8,900円 /10a		1.65	1.53	1	2	

- (注) 1 費用対効果分析は、事業採択時と同様の方法で実施すること。
 2 実施要領第5の2の(1)のウにより、地方農政局長が災害等により事業計画で定めた方法では評価が困難と判断した場合は、その旨を地方農政局長等の意見の欄に記述すること。併せて、代替案で事業評価を実施した場合は、一段下の欄に事業評価の検証方法及び評価結果を記入すること。
 3 事業計画の妥当性の欄には計画が妥当な場合には1を、計画が不適切な場合には0を記入すること。
 4 適切な事業執行の欄には、事業が適切に実施された場合には1、適正に実施され、更に競争入札を実施した場合には2を、それ以外の場合には0を記入すること。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名 印

農業・食品産業競争力強化支援事業（平成 年度）で取得
又は効用の増加した施設等の利用に関する改善計画について

平成〇年度において農業・食品産業競争力強化支援事業で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 施設等の利用の実績及び改善計画
(改善計画は、3か年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。)
- 4 改善方策
(要領に定める事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)
- 5 改善計画を実施するための推進体制

整備事業	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (年)	計画策定時 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計画策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	改善目標 (年)
施設整備	利用量 (t、kg等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

(注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
2 収支率は、収入/支出×100とする。

事業実施主体要件適合確約書
(特定農業法人用)

法人名		構成農家戸数	戸
特定農用地利用規程	有効期限 年 月		

1 特定農用地利用規程の有効期限経過後の方針
(注) 事業終了後5年間特定農業法人であるか、又は事業終了後5年間引き続き特定農業法人と同様の活動を行うのいずれかを記載すること。

2 利用集積目標・達成プログラム

	現在 年	1年目	2年目	3年目	4年目	目標 年
利用集積面積 (ha)						
集積率 (%)						
達成率 (%)						
特定農用地利用規程の区域内農用地面積						ha

3 農畜産物の取扱高

	作物名	法人全体取扱高 (千円)	うち特定農用地利用規程 区域内の取扱高 (千円)	割合 (%)	
					達成率 (%)
現在 年					
1年目					
2年目					
目標 年					

4 雇用者数

	現在 年	1年目	2年目	目標 年
常時雇用者数				
(人/年) 達成率 (%)				

上記のとおり、農業・食品産業競争力強化支援事業実施要領(平成17年4月1日付け16生産第8266号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知)別記2の第8の1の(2)に基づく事業実施主体要件に適合することを確約する。

平成 年 月 日

住 所
法 人 名
代表者氏名

印

事業実施主体要件適合確約書
(農業生産法人用)

法人名			
出資比率	公共的団体	%	
	①地方公共団体	%	②農協等 %
	その他	%	
	①農家	%	②企業 % ③その他 %

1 離農希望者又は営農を中止する者からその所有する農用地等、共同利用機械・施設等の経営資産を継承して欲しい旨の申出があった場合に、当該法人がその経営資産を継承する。

2 農畜産物の取扱高

	作物名	法人全体取扱高 (千円)	うち特定農用地利用規程 区域内の取扱高 (千円)	割合 (%)	
					達成率 (%)
現在 年					
1 年目					
2 年目					
目標 年					

3 雇用者数

		現在 年	1 年目	2 年目	目標 年
常時雇用者数					
(人/年)	達成率 (%)				

上記のとおり、農業・食品産業競争力強化支援事業実施要領（平成17年4月1日付け16生産第8266号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知）別記1-2の第8の1の(2)に基づく事業実施主体要件に適合することを確約する。

平成 年 月 日

住 所

代表者氏名

印